



《 目 次 》

1. 【募集】「外国人留学生インターンシップの受入企業」募集中！
2. 【相談受付中】価格転嫁や価格交渉についてお困りごとはありませんか？
3. 【申請受付中】茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金【第3弾】
4. <5/22㍻切>【募集】新たな市場獲得に向けた海外販路開拓や、新技術・新製品開発等のチャレンジを支援します！
5. <5/22㍻切>【出展企業募集中】海外展示会（アメリカ・ドイツ・タイ）に出展する県内の「ものづくり中小企業」をフルサポートします！
6. 【案内】「働く女性のキャリアを考える教材」のご案内
7. 【登録者募集】「マッチングサイト」&「移住支援金対象法人」に登録して東京圏からの採用を促進しませんか！
8. 【募集】令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金の事業計画承認申請を募集中！
9. 【案内】韓国・清州便が定期便になりました！
10. 【◎広告募集◎】茨城県ホームページ・茨城県広報紙「ひばり」に広告を掲載しませんか
11. 【募集】「茨城県災害ボランティア登録制度」登録団体募集中！
12. 【情報】民生委員・児童委員の活動にご理解を！
13. 【案内】茨城県人権啓発推進センターの講師派遣事業のご案内



1. 【募集】「外国人留学生インターンシップの受入企業」募集中！

茨城県外国人材支援センターでは、外国人留学生の県内企業への就職を促進するため、外国人留学生のインターンシップを実施します。

現在、インターンシップの受入企業を募集しておりますので、外国人留学生の採用に関心のある企業様は、ぜひお申込みください。

■対象企業

外国人留学生の採用に関心のある茨城県内の事業所

■参加学生

茨城県内の大学院・大学に在籍する外国人留学生

- ※ 日本語レベルは募集要項で指定できます
- 内 容
 - 1 Day のオープンカンパニーや課題解決型のインターンシップなど
- ※ 給与等の事業所負担は基本的にありません。
- 実施時期
 - 2025 年 4 月～2026 年 3 月 ※ 期間・時期はご相談に応じます
- 申 込 先
 - 茨城県外国人材支援センター
 - ホームページ URL <https://ifc.ibaraki.jp/internship/>
- 申込締切
 - 2025 年 8 月 31 日（日）

【問い合わせ先】
茨城県外国人材支援センター
TEL：029-239-3304
お問合せフォーム <https://ifc.ibaraki.jp/contact/>



2. 【相談受付中】価格転嫁や価格交渉についてお困りごとはありませんか？

県では、賃上げの原資を確保するための適切な価格転嫁を促進しています。
県内企業の価格転嫁を支援するため、5 月 1 日から、新たに価格転嫁に関する専門の相談窓口を開設いたしました。
この相談窓口では、皆様からお寄せいただいた価格転嫁に関するご相談について、中小企業診断士が無料で助言などを行っております。
また、取引先との価格交渉を進めたいとお考えの企業には、中小企業診断士を派遣し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの具体的な方法の提示まで、伴走支援も行っております。（3 回の派遣までは無料です。）
価格転嫁に関するご相談や中小企業診断士の派遣希望については、電話または WEB 相談フォームにて、お気軽に以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】
茨城県価格転嫁相談窓口（株式会社常陽産業研究所内）
電話番号：029-233-6737
WEB 相談フォーム：
https://www16.webcas.net/form/pub/joyo_jir/ibaraki-kakakutenka



3. 【申請受付中】茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金【第 3 弾】

県では、国の電気料金支援の対象外となっている特別高圧契約（契約電力と受給電圧が、それぞれおおむね 2,000 キロワット以上、20,000 ボルト以上のもの）で受電する中小企業等に対し、電気料金の一部を支援しています！
現在、第 3 弾として 2024 年 8 月分～10 月分及び 2025 年 1 月分～3 月分の使用電力量に応じた支援金の支給申請を受け付けています。
申請期限は 6 月 30 日（月）までとなっておりますので、お早めにご申請ください。

- 支給対象者
 - 支給申請時点において県内に特別高圧電力受電施設を有し、当該施設の電気料金を現に負担している事業者で、次のいずれかに当てはまる者（支給申請後においても営業の継続が確実であると認められる者）
 - (1) 小売電気事業者から直接、特別高圧電力の供給を受けている中小事業者
 - (2) 小売電気事業者から特別高圧電力の供給を受けている県内の商業施設等の施設内に事務所又は事業所を有し、当該施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けている中小事業者等
 - (3) 小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている県内の保険医療機関
- ※ 大企業やみなし大企業は支援の対象となりません。その他、細かな支給要件等がありますので、詳細や申請方法については県ホームページを確認ください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/tokubetukouatushien.html>

- 対象期間・支給単価
 - 2024 年 8 月～10 月分・・・1 kWh 当たり 2. 0 円（10 月分のみ 1. 3 円）

2025 年 1 月～3 月分・・・1kWh 当たり 1. 3 円（3 月分のみ 0. 7 円）

■ 申請期限：2025 年 6 月 30 日（月）まで

■ 申請方法：電子申請（上記 URL の県ホームページから）

【問い合わせ先】

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 事務局コールセンター

電話：0570（057）018（平日 9 時～17 時）※通話料がかかります。



4. <5/22〆切>【募集】新たな市場獲得に向けた海外販路開拓や、新技術・新製品開発等のチャレンジを支援します！

<応募締切（5 月 22 日（木）17 時）が迫ってきたため、改めてご案内するものです。>

いばらき中小企業グローバル推進機構では、新たな市場獲得に向けた海外販路開拓や、最先端の科学技術・ものづくり産業が集積する本県の強みを最大限に活かした新技術・新製品開発等のチャレンジを支援する「令和 7 年度いばらきチャレンジ基金事業」への申請企業を募集しています。

今年度は、「外国語によるウェブサイト制作」や「国際認証の取得」について、単体でも申請できるよう支援メニューを拡充しました。

5 月 22 日（木）まで申請を受け付けておりますので、海外展示会出展や外国語ウェブサイトの制作など、海外への販路開拓に挑戦する環境整備等をご検討されている企業の皆様は、ぜひご活用ください。

※「海外販路開拓促進事業」と「外国語ウェブサイト制作事業」は併用可

【対象】

県内に主たる事業所を有する中小企業等

【支援内容】

○海外販路開拓促進事業※

事業期間 1 年、助成率 2/3 以内、助成限度額 150 万円

○外国語ウェブサイト制作事業※

事業期間 1 年、助成率 2/3 以内、助成限度額 100 万円

○国際認証取得事業

事業期間 1 年、助成率 2/3 以内、助成限度額 250 万円

○新技術・新製品開発促進事業

（単年度）

事業期間 1 年、助成率 2/3 以内、助成限度額 250 万円

（複数年）

事業期間 2 年、助成率 2/3 以内、助成限度額 500 万円

詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のホームページをご確認ください。

https://www.iis-net.or.jp/page?kind=challenge_kikin

【問い合わせ先】

（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課（経営助成担当）

TEL：029-224-5317 FAX：029-227-2586 E-mail：setsubi@iis-net.or.jp



5. <5/22〆切>【出展企業募集中】海外展示会（アメリカ・ドイツ・タイ）に出展する県内の「ものづくり中小企業」をフルサポートします！

<応募締切（5 月 22 日（木）17 時）が迫ってきたため、改めてご案内するものです。>

いばらき中小企業グローバル推進機構では、県内ものづくり中小企業を対象に海外展示会への出展支援、専門家による伴走支援を行い、海外での販路開拓を後押しします。

今年度は、ドイツ、タイに加え、アメリカでの出展支援を追加しました。ブース設置や通訳等の出展費用を支援するほか、専門家が出展準備から商談後のフォローアップまでサポートします。

5 月 22 日（木）まで出展企業を募集しておりますので、海外への販路開拓をご検討されている企業の皆様は、ぜひご応募ください。

【出展展示会】

○productronica2025（ドイツ）

・期間 令和 7 年 11 月 18 日（火）～21 日（金）

・概要 主に製造技術・生産設備関連

○METALEX2025（タイ）

・期間 令和7年11月19日(水)～22日(土)

・概要 主に工作機械・金属加工関連

○MD&M West2026 (アメリカ)

・期間 令和8年2月3日(火)～5日(木)

・概要 主に医療機器関連

【募集対象】

海外での販路開拓に挑戦する県内ものづくり企業

※ 出展企業は、申込内容を考慮したうえで選考により決定(初めて海外展開に挑戦する企業を優先)

【募集企業数】

各展示会7社程度

※ いずれか1つの展示会を選択いただきます。

その他詳細は、募集チラシ、募集要項をご確認ください。

募集チラシ：

https://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/R7_tenjikai_2ka_chirashi.pdf

募集要項：

https://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/R7_tenjikai_2ka_boshuyoko.pdf

【問い合わせ先】

(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課

TEL：029-224-5317 FAX：029-227-2586 E-mail：kigyo@iis-net.or.jp



6. 【案内】「働く女性のキャリアを考える教材」のご案内

県では、県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画教材を作成しました。企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください。

【この教材をお勧めしたい方】

例えばこんなお悩みや課題をお持ちの方へ

- ・自社で女性活躍を進めたい。女性社員にリーダーとして活躍してほしい。
- ・自分自身の今後のキャリアについて考えたい。
- ・女性活躍の日本や本県の現在の状況を知りたい。

【教材概要】

(女性活躍の現状)

内容：様々なデータから日本及び茨城県の女性活躍に関する現状を学ぶ

受講時間：約19分

(私らしく生き活きと活躍するキャリアを考える)

内容：「私らしいキャリアを考える視点」や「生き活きと活躍するための3つのポイント」を学ぶ

受講時間：約32分

【申込方法】

以下の県ポータルサイトからお申し込みください。

https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact//women_career_teaching_material.html

【お問合せ先】

県労働政策課 労働経済・福祉G

TEL 029-301-3635 Mail roseil@pref.ibaraki.lg.jp



7. 【登録者募集】「マッチングサイト」&「移住支援金対象法人」に登録して東京圏からの採用を促進しませんか！

本県では県内の市町村と共同で、東京23区内に在住もしくは通勤していた方が、移住支援金対象法人に就職・移住した場合に、移住先の市町村から移住者に移住支援金(最大100万円)を支給する事業を行っております。

移住支援金対象法人には、県が運営する「いばらき就職チャレンジナビ」に登録し、移住支援金対象法人登録申請書を提出することで登録できます。是非ご登録をお願いします。詳しくは、本

県の HP をご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/ijushienkin.html>

【移住支援金対象法人に登録するメリット】

- ・県の運営するマッチングサイトへ無料で求人を掲載することができます！
- ・移住支援金対象法人となることで、求職者への大きなアピールポイントになります。
- ・本事業を利用して東京圏からの移住者を雇用した場合、採用活動に要した経費の一部助成が受けられる場合があります。
- ・その他、移住希望者の方からは、掲載される業種や地域が増えれば、就職の選択肢が広がるとのお声をいただいております。

【申込・本件に関する問合せ先】

★移住支援金対象法人の登録に関すること
茨城県政策企画部計画推進課移住担当 長坂、谷島
TEL:029-301-2536
Email:iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp



8. 【募集】令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金の事業計画承認申請を募集中！

県では、食品ロスの削減と、物価高騰への対応のため、食品製造工程等で発生する食品残渣を飼料又は肥料に再資源化する民間事業者を支援し、資源循環モデルの形成を図ることを目的として、設備等の整備及び実証に対する経費の一部を補助します。

■詳細（URL）

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/foodloss2025.html>

■概要

- 1 補助対象事業：県内において食品製造工程等で発生した食品残渣を飼料等に再資源化して県内への流通を図る資源循環モデルとなる取組であって、次の各号に掲げる全てを満たす取組に係る事業とする。
 - （1）食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行うものとする。
なお、自ら排出した食品残渣を使用すること及び製造した飼料等の一部を自ら使用することを妨げない。
 - （2）飼料化等の事業に新規参入又は事業拡大を図るものとする。
- 2 補助対象者：茨城県内に事業所を有する次のいずれかの者とする。
 - （1）食品残渣を原料として、飼料化等及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者
 - （2）（1）を含む多様な事業者で構成される団体又は集団（コンソーシアム）
- 3 補助対象経費、補助率及び補助上限額：補助対象事業を行うために必要となる次のいずれか又は両方の事業種目に対する経費について、補助率2分の1以内、補助上限額は合計で1補助対象者当たり500万円
 - （1）設備等の整備
 - （2）実証
- 4 事業計画承認申請書の募集期限：2025年6月30日（月）17時15分まで

【問い合わせ先】

○県県民生活環境部 環境政策課 環境企画グループ
TEL：029-301-2933 E-mail：kansei1@pref.ibaraki.lg.jp



9. 【案内】韓国・清州便が定期便になりました！

茨城空港では、韓国・清州便について、5月15日（木）から定期便としての運航が始まりました！

韓国への旅行や移動は、ぜひ茨城空港から。定期便となった韓国・清州便をご活用ください。

○茨城－清州路線

航空会社：エアロK

運航期間：2025年5月15日（木）～ 定期便として運航

運航便数：週3便（火曜日、木曜日、土曜日）

運航ダイヤ：

清州発 14：00 → 茨城着 16：05

茨城発 17:00 → 清州着 19:30
※ 発着時間は現地時間を表記しています。

詳しくは茨城空港 HP↓↓
<https://www.ibaraki-airport.net/cheongju202505/>

【問い合わせ先】

県営業戦略部 空港対策課 利用促進グループ
TEL: 029-301-2761 E-mail: airport@pref.ibaraki.lg.jp

10. 【◎広告募集◎】茨城県ホームページ・茨城県広報紙「ひばり」に広告を掲載しませんか

トップページ年間アクセス数約 400 万件的茨城県ホームページ及び毎月約 70 万部発行する茨城県広報紙「ひばり」に掲載する広告を募集しています。県民の方々・県内企業に向けた広告掲載をお考えの事業者様はぜひご活用ください。また、広告によって県が得た収入は、県政の財源として有効に役立てられます。

(1) ホームページバナー広告

茨城県ホームページのトップページにバナー広告を掲載できます。
トップページ年間アクセス数：約 400 万件

茨城県ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/>

募集内容や申込方法など詳細につきましては、以下の県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/ad/banner.html>

(2) 広報紙「ひばり」

茨城県が作成する広報紙「ひばり」に広告を掲載できます。
毎月発行部数：約 70 万部

茨城県広報紙「ひばり」

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/hibari/index.html>

募集内容や申込方法など詳細につきましては、以下の県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/ad/magazine.html>

【問い合わせ先】

県営業戦略部 営業企画課 戦略・広報グループ
TEL: 029-301-2128 E-mail: eiki1@pref.ibaraki.lg.jp

11. 【募集】「茨城県災害ボランティア登録制度」登録団体募集中！

県では、「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」（令和 2 年 12 月制定）を踏まえ、災害ボランティア活動の支援・促進に取り組んでいます。

「茨城県災害ボランティア登録」は、災害ボランティア活動にご協力いただける事業所などに予め登録いただく制度です。登録すると災害ボランティアに関する情報を配信いたします。皆様の積極的なご登録をお願いいたします。

◎災害時：災害ボランティアセンター開設情報やボランティア募集情報など

◎平時：災害ボランティア活動に関する様々な情報など

※ 「茨城県災害ボランティア登録」は、登録者への「災害ボランティア活動」に関する情報発信を趣旨としており、登録によって災害発生時の災害ボランティア活動が義務づけられるものではありません。

1 登録対象団体

災害ボランティア活動を希望する事業所又は同活動に関心がある事業所

※ 登録する際にはメールアドレスが必要となります。

2 登録方法

県福祉政策課HP又は特設サイト「災ボラSTANDBY（スタンバイ）」から、「災害ボランティア登録」の団体登録用フォームにアクセスし、オンライン申請を行います。

【災ボラ S T A N D B Y】 URL : <https://xn--standby-z34f4dy115e.jp/>

※ なお、災害ボランティア登録は個人登録も実施しておりますので、是非、従業員の方々等にもご案内ください。

【問い合わせ先】

県福祉部福祉政策課地域福祉グループ

TEL : 029-301-3157 E-mail : fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp



12. 【情報】民生委員・児童委員の活動にご理解を！

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する地域において、住民の生活上の様々な相談に対応し、適切な支援が受けられるよう、自治体など関係機関との「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯などの見守りや安否確認なども行っています。

昨今の定年延長などの継続雇用を選択する方が増加するなか、これまで民生委員・児童委員の主な担い手であった退職者が減少傾向にあります。

事業者の皆様におかれましては、民生委員・児童委員の活動に意欲のある方が、仕事と民生委員活動を両立することができますよう、活動のための休暇が取得しやすい職場環境づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

民生委員・児童委員の詳細につきましては、以下のリンクに掲載しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/koshi/minsei/minsei.html>

【問い合わせ先】

県福祉部 福祉政策課 地域福祉グループ

TEL : 029-301-3157 E-mail : fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp



13. 【案内】茨城県人権啓発推進センターの講師派遣事業のご案内

県では、県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、「茨城県人権啓発推進センター」において、各種の研修会などでの講師派遣事業（無料）に取り組んでいます。

みなさまの職場研修や学習会などにどうぞご利用ください。

1 講師派遣事業の概要

- ・派遣講師 県人権啓発推進センターの人権相談員等を派遣します。
- ・講義時間 ご依頼者様のご都合の時間で、対応いたします。（20 分間～120 分間など）
- ・講義内容 人権に関する概論から、同和問題など個別の人権課題やえせ同和行為まで、幅広く対応いたします。また、講義時間によっては、リーフレットの利用や人権啓発 DVD・ビデオの鑑賞も可能です。
- ・派遣対象 県内に所在する企業、団体の方（任意のサークルも含む）
- ・派遣経費 無料です。（講師の人件費及び旅費は、県が負担します。）

2 派遣の申込等

- ・申込先 茨城県人権啓発推進センターに、電話等でお申込み下さい。
TEL : 029-301-3136
FAX : 029-301-3138
E-mail : koso5@pref.ibaraki.lg.jp
HP : 茨城県人権啓発推進センター
※ 啓発DVDや図書、展示パネルの無料貸出しも行っています。
- ・派遣決定 センターの人権相談員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡させていただきます。

【問い合わせ先】

- ・茨城県人権啓発推進センター（上記2の申込先参照）又は
県福祉部福祉政策課人権施策推進室（TEL : 029-301-3135）



★ご覧いただき、ありがとうございました★ 次号をお楽しみに！！

◇県産業戦略部では、主に企業の方に向けて当メールマガジンを毎月発行しております。

当メールの定期配信をご希望の場合は、下記 E-mail あてに、
「氏名、企業・団体名、連絡先、E-mail」を記載のうえ、送信願います。

また、本メールマガジンへのご意見等ございましたら、下記発行元に電子メール、または FAX
にてお寄せください。



◇ 発行元、ご意見・お問い合わせ先

茨城県産業戦略部産業政策課総務G企画担当

住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

連絡先：TEL 029-301-3515 FAX 029-301-3539

E-mail：shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

◇ Copyright(C) 2008 茨城県 掲載記事の無断転載を禁じます。

